

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月15日（金）午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 公益代表委員 | 土 岐 将 仁
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 板 野 晃 雅
近 藤 拓 也
高 山 伸 男 |
| 使用者代表委員 | 遠 藤 佑 介
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長
賃 金 室 長
賃 金 指 導 官 | 工 藤 俊 平
三 村 典 代
宮 川 晋 太 郎 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の岡山委員、使側委員の岡田委員が御欠席ですが、ほかの委員7名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和5年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、工藤労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長

岡山労働基準部長の工藤でございます。

一雨ごとに暑さはだいぶ和らいできておりますけれども、皆様方におかれましては、本日お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今年度も昨年に引き続きまして、特定最低賃金7業種の改定の必要性の段階から専門部会を設置して、労使協議で議論を行っていただくこととなりました。

岡山県の最低賃金は10月から既に40円引き上げて932円になることが決定しておりますけれども、特定最低賃金につきましては各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるということは皆様も御承知のとおりかと思えます。

先ほど申し上げた地域別最低賃金による上昇幅が委員の皆様の方の主張にどのように影響を及ぼすのか、事務局としても議論の方向性に最大の関心を持って注視してまいりたいと考えていま

す。

また、依然として産業を取り巻く国内外の経済情勢、慢性的な人手不足や物価上昇、戦争の長期化、原材料の高騰、インバウンド等の見通しなど、いろいろな問題を抱えているところも事務局としては認識しているところでございます。予断を許さない状況ではございますけれども、県内の実情を踏まえて本年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様にお願ひし、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

三村室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

部会長は横山委員、部会長代理は、本日御欠席ですが岡山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、横山部会長にお願ひいたします。

横山部会長

部会長を仰せつかりました横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特定最低賃金の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長

説明いたします。

他部会の審議状況でございますが、必要性ありとして一般機械、電気機械、耐火物、自動車、船舶の5部会で答申をいただ

いております。以上でございます。

横山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は西谷委員にお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「(3) 本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、時間を取りたいと思います。御発言は労使それぞれ5分から6分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いいたします。最終的な終了予定時刻は正午頃を予定しています。

では、付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

机上配付している「特賃のフロー図」も併せて御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月4日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料No.2-①の諮問文となります。

また、7月31日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文でございます。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の公示期間を経た後に金額審議の専門部会を開催することになります。

必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、そこで審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。

今の説明をこのフロー図にしております。7月4日の本審で必要性の有無について諮問を行いました。この審議を開始していただき、7月31日の本審で7業種とも専門部会で審議をすることが決まりました。その後すぐ委員の推薦公示を行い、委員の任命、そして、8月下旬からの審議を始めております。

必要性について全会一致による決議がありましたら意見聴取期間を設け、その後、10月上旬から審議を再開し、金額審議に入っていただきます。全会一致になればそこで答申となりますが、全会一致にならなかった場合には本審を開催することになります。

必要性の審議で全会一致となった場合は、報告、答申となります。全会一致とならない場合、審議は終了となります。

もう1枚机上配付しております「令和4年度岡山県特定最低賃金審議経過及び結果一覧表」を御覧ください。7業種の昨年度の審議状況、最賃額の決定状況をとりまとめておりますので、参考としていただければと思います。以上でございます。

横山部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれまで非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。
次に付議事項（3）の資料の説明について、事務局からお願いいたします。

宮川指導官

それでは、最低賃金基礎調査結果について説明をさせていただきます。

お配りしている資料のうち、資料No.7を御覧ください。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。

基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。

調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、鉄鋼業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計してしております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者は除いております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、

集計調査事業所数は、 63社

集計調査労働者数は、 764人（調査の実数）

この調査結果を元にして 復元した母集団労働者数は、1,286人となっております。

以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。次の2ページを御覧ください。

Ⅱ「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、

男性 5.8%

女性 13.4%

男女合計で 7.2%
となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表
しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、

月平均賃金額	262,145 円
時間当たり平均賃金額	1,562 円
第1・20分位数	965 円
第1・10分位数	1,050 円
第1・4分位数	1,217 円
中位数	1,498 円

となっております。カッコ内が前年度の数字となっております。分位
数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、
4等分のように等分した時にその最初の境界に位置する数字の
ことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属してい
るかという賃金の分布を示したものです。この表を基にして先
ほどの未満率や特性値を集計します。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階
級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しております。カ
ッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。3ページの
「1,000円」の階級をみていただくと88人、999円までの階級
は85人となっていて、85人から88人に3人増えているので、
1,000円の階級には3人が属していることとなります。

3～5ページにかけては規模別・年齢別に区分したもの、7
～9ページには男女別・年齢別に区分した集計となっております。

賃金階層につきましては、現行の特定最低賃金額より10円低
い1,000円からプラス60円までが1円刻みとなっており、それ
以降は10円刻み、100円刻みとなっております。

続いて11ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円
刻みにしてグラフ化したものです。

13ページの表は、現行の特定最低賃金額の金額が上がった場
合の影響率を示したものです。例えば30円引き上げて1,040円
とすると、9.09%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との
比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を

平成 24 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 4 年度の鉄鋼業の特定最賃は 1,010 円で、岡山県の最低賃金と比較して優位率は 113.2%となっております。

また、次のページをみていただくと、鉄鋼業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

三村室長

私からは資料No.3以降について説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年 9 月 6 日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかに回復を続けている」とあります。

また、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、人流が活発化するもとで、飲食・旅行等のサービス分野を中心に増加している。企業の業況感が改善するもとで、設備投資は増加、住宅投資は、弱めの動き、公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」、

「雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

「(2) 生産」をみますと、「鉄鋼は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響から、弱めの動きが続いている」とあります。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

設備投資欄の設備投資額において、全産業は、2022 年度実績は増加、2023 年度計画も増加傾向にあります。

また、(5) 倒産件数が前年に比べ増加傾向にあります。

次に、資料No.4、令和 5 年 7 月 26 日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。

これは、前回 4 月判断の「持ち直している」に比較し、上向き判断となっております。

各項目の判断としては、本年 4 月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は上向き、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」などは横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の

下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏みの状況にある」とされ、「鉄鋼は、建材向けの需要に弱い動きがみられるものの、船舶向けが堅調であることから、横ばいとなっている」とあります。

次のページ、「■設備投資」では、「5年度は前年度を上回る見込み」とありますが、「鉄鋼は大型投資の反動減がみられる」とされています。

また、「■企業の景況感」においては、『『上昇』超に転じている』とされており、「翌期は『上昇』超幅が拡大する見通し」とあります。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。

岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」です。

基準年次は、平成27年となっています。

概況として、「令和5年6月の鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で、2か月連続の下降となっており、前月比で在庫は上昇、生産、出荷は低下した」とあります。

同じ1ページ「2上昇・低下に寄与した主な業種」において、(1)生産の「上昇」欄、(2)出荷の「低下」欄に、「鉄鋼業」が上がっています。

2ページには、「3生産増減に占める業種別割合」、3ページには、「(1)主要業種の生産動向」があり、鉄鋼業の生産・出荷・在庫の動向がグラフ化されています。

原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に、資料No.6を御覧ください。8月29日に岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

「7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下」しています。

「7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少」しています。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。

Eの製造業をみますと、「7月は、前年同月比8.1%減」となっており、その下段、「(22)鉄鋼 26.5%」となっております。

以上が事務局からの資料説明となります。

横山部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、ただ今から休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。15分程度を考えております。

再開につきましては10時45分としますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山部会長

付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いいたします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いいたします。

それでは、労側の代表の方をお願いいたします。

近藤委員

JFEスチール倉敷労働組合の執行委員を仰せつかっております近藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、鉄鋼業最低賃金改定の必要性について考え方を述べたいと思います。

初めに、経済情勢及び今後の見通しについて申し上げます。記載していますように、確かに先行き不透明な経営環境であり、国内粗鋼生産量 8,785 万トンと2年ぶりに前年度実績を下回っております。

今後の見通しにつきましては、コロナ禍からの経済回復を経て概ね堅調に推移していますが、緊迫するウクライナ情勢の中、世界経済は日々不確実性を増しております。今後の動向は非常に不透明な状況にあります。中でも石炭価格は、ロシアによるウクライナ侵攻以降乱高下して、鋼材需給、市況についても今後の動向が不透明であることに加え、カーボンニュートラルの実現に向けた研究開発、設備投資費用の負担といった将来的

な課題など、日本鉄鋼産業への影響も不透明感が高まっていることから、今後の動向を注視しなければならないと考えております。

次に、雇用情勢についてです。岡山県の鉄鋼業においては、経済活動の回復と退職者の増加によって各社で人手不足が顕著になっています。

少子高齢化、生産年齢人口の減少により、今後更に人材獲得競争の激化が予想されています。

24 時間、365 日稼働する鉄鋼業製造現場におきましては、従業員の肉体的、精神的負担を伴う作業環境の中で、日々安全に高品質な製品を製造しています。

そのような特殊な労働環境である鉄鋼業の将来を見据えて優秀な人材の確保ができなければ、人員構成に歪みが生じ、重要な技術、技能の伝承に支障をきたすこととなります。

モノづくりの産業におきましては、技術、技能を確実に伝承していくことが重要であることから、この課題を解決するためにも鉄鋼業としての魅力ある労働条件の確立に向けて、岡山県鉄鋼業最低賃金を上げていく必要があると考えています。

次に、鉄鋼業の最低賃金の水準について少し触れておきたいと思います。

岡山県内鉄鋼業の企業内最低賃金協定額につきましては、最低で 1,080 円、最高で 1,166 円となっております。また、岡山県鉄鋼業最低賃金は 1,010 円となっており、その差は 70 円から 156 円となっております。このような賃金格差がある中で、未組織労働者を含めた勤労者のミニマム賃金である産業別最低賃金の格差是正とその水準を引き上げることは、鉄鋼業に集う勤労者の意欲に報いるものであると考えています。

景気や企業の収益を支えている現場で働く者の努力や負担は増えるばかりであり、そうした中でスキルアップしていく労働者の価値について最低レベルを改善していくことは、モチベーションを上げて労働意欲を向上させることとなります。そのような中で少しでも暮らしが安定、向上し、その結果、企業も繁栄していくというものではないでしょうか。人への投資は必ずプラスとなって返ってくるものと考えております。

以上の意見を踏まえまして、本年度も昨年度に引き続き全会一致となるよう十分な話し合いで協議決定していきたいと考えております。より良い鉄鋼業に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

横山部会長

補足意見等ございませんか。

(特になし)

横山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いいたします。

遠藤委員

J F E スチール倉敷労働人事室長の遠藤と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、賃金の動向についてですが、弊社の労働組合は複数年協定を締結しておりまして、2年に1度、賃金改定の議論を行っております。昨年、2022年度が改定年度でありまして、労働組合から2022年度、2023年度、それぞれ3,500円の賃上げ要求がございまして、2022年度は3,000円、2023年度は2,000円という回答をしております。

一方で、弊社の基準賞与額につきましては、前年度のセグメント利益に連動する方式で決定しており、2022年度決算の結果が2023年度の賞与に影響しますけれども、23年度の賞与は22年度の賞与に比べて減額となりました。ここで今年の業績見通しを踏まえますと、来年24年度の基準賞与は微増すると見込んでいます。

続きまして、経済状況について申し上げます。まず、全国の粗鋼生産量についてですが、自動車鉄鋼製品の需要の伸び悩み、それから、海外経済の減速の影響で、昨年22年度の国内粗鋼生産量は8,785万トン、前年度比8.1%減ということで、非常に低水準な結果となりました。23年度の国内粗鋼生産量は22年度の8,785万トンからは微増することが予測されています。

次に鋼材需要の動向ですが、国内に関しましては、23年度の実質GDP成長率が海外需要の落ち込みを背景として、1月見通しから0.2ポイント引き下げられ1.3%の見通しであることが7月に政府から示されております。鋼材の国内需要につきましては横ばいを見込んでおります。

一方で国内の人口減少に伴う内需の低下、企業の生産拠点の海外移転などで、長期需要は漸減していく見込みです。

次に、海外についてですが、2023年7月に発表されたIMFの見通しによりますと、インフレ率の高止まり、政策金利の引上げ、ウクライナの戦争激化、中国の不動産問題等、先ほど労働側委員からございましたとおり、世界経済は依然下振れリスクが大きく、世界の実質GDP成長率は3%に留まるということが見込まれています。

一方、世界の鉄鋼需要に関しましては、全体として緩やかな回復が見込まれており、2023年の世界の鋼材需要は18.2億トン、前年度比プラス2.3%の見込みです。最大消費国である中国は9.4億トン、こちらも前年比プラス2%の見込みです。

雇用情勢につきましては、日本の鉄鋼業は御承知のとおりカーボンニュートラルに向けて莫大な費用を要する研究、投資が控えておりまして、恒常的に収益を生み出せる企業体質へ生まれ変わるための構造改革に取り組んでいる最中です。生産設備の統廃合、労働生産性の向上を推進する中では短期的に発生する余剰人員の雇用確保に取り組まなければならないと考えております。

一方、少子化、求人倍率の増加等により、人員の確保に苦慮している企業は多いことも認識しておりまして、鉄鋼業においても長期的には人員を確保していくための取り組みが重要であると考えております。

以上を踏まえまして、産業別最低賃金改定の必要性についてですが、改定には慎重な判断が必要と考えております。人材の確保、育成は、企業それぞれの経営状況を踏まえ、各企業は独自性を持って取り組むべき重要課題であり、企業横断的に一律で固定的なコスト増につながるという賃金改善はなじみにくいと考えています。加えまして、他産業と比較して鉄鋼業における技能蓄積の必要性、身体的負担が相対的に高いということは労側委員もおっしゃっていましたが、賃金上の優位性の確保は確かに留意する必要があるものの、他県の鉄鋼業の最低賃金に対する優位性の程度と比較しながら、優位性の範囲がどの程度が的確なのかという検証は引き続き行っていく必要があると考えています。

使側の意見は以上です。

横山部会長

補足意見はございますか。

(特になし)

横山部会長

双方から御発言をいただきましたが、質疑等はございませんか。

西谷委員

ちょっと数字を教えてくださいなのですが、労側の近藤委員がおっしゃった企業内最賃の格差について、もう1回教えていただけませんか。

近藤委員 最高で1,166円、最低で1,080円です。

西谷委員 この企業内というのをどう考えればいいのでしょうか。

近藤委員 鉄鋼業という同じ業種の中の違う会社の金額になります。

西谷委員 違う会社ですか。
先ほど63社の調査データをまとめたものがありました、
だいたいそういう会社のものですか。

近藤委員 こちらで把握しているもので、そのデータとは違う可能性があります。

遠藤委員 労働協約を締結している会社の企業内最低賃金ということなので、この調査とは別のものになるのですね。

近藤委員 そうです。

西谷委員 ありがとうございます。

横山部会長 そのほかにございますか。

(特になし)

横山部会長 では、先ほど双方からいただいた御発言を少し確認させてください。
まず、労側につきましては、改正決定の必要性についてはありという御意見でよろしかったですね。
使側につきましては改正決定の必要性について、慎重な判断が必要とおっしゃったかと思いますが、これは改正決定の必要性についてはありという御回答ではないということでしょうか。

遠藤委員 あるかどうかを含めた慎重な判断をしなければならないというふうに思っております。

横山部会長 分かりました。
現時点においては労使双方で改正決定の必要性について意見の合致までは至っていないのかと思いますが、本日の今後の進め方について、現状で意見の一致をみていないという状況を踏

まえまして、審議の方は継続されますか。それとも2回目に持ち込めますか。

遠藤委員 継続したいと思っております、一度労使でお話をさせていただければありがたいと思っております。

横山部会長 労側の方はよろしいでしょうか。

近藤委員 はい、お願いします。

横山部会長 では、労使協議ということで進めたいと思いますが、労使協議に入る前に打合せの時間は必要ですか。

遠藤委員 いえ、大丈夫です。

横山部会長 このまま公益委員と事務局が退室して労使協議に入っていたくということによろしいでしょうか。

(同意する声)

横山部会長 では、一旦退席させていただきます。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

横山部会長 それでは、労使協議の結果について教えていただけますか。

遠藤委員 労側はもともと必要性ありという御意見で、労使で改めて慎重に検討させていただきましたが、最終的には必要性ありということで一致いたしましたので報告いたします。

横山部会長 遠藤委員より御報告をいただきましたが、労側の方はそれで間違いはないでしょうか。

(同意する声)

横山部会長 それでは、この鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性の有無につきましては、双方から必要性ありということでお話をいただき、結論を得ることができました。

次の手続に移りたいと思いますが、この結論を会長あてに報告したいと思います。

事務局で報告文の案を御準備ください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配付)

横山部会長

では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

三村室長

それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

横山部会長

(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

横山部会長

では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

三村室長

それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

横山部会長

(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第26号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

三村室長 答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長 ただ今、部会長より答申をいただきました。
地賃に引き続きまして、全会一致で必要性ありとなったことに改めて感謝を申し上げます。
今後の賃金額の審議が円滑に進みますよう事務局としても丁寧な運営を進めてまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

横山部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただきまして答申することができました。
本日の審議はここまでとしまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思います。
次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月6日金曜日となります。
今後の審議日程につきましては、第2回を10月11日水曜日15時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を申し上げます。
なお、次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。

横山部会長 次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 1点確認させていただきます。
本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

三村室長 ありがとうございます。以上です。

横山部会長 議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いします。
委員の皆さん、何かございませんか。

(特になし)

横山部会長 これを持ちまして、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。